ユネスコ協会・クラブ　御中

全国の15歳～35歳の青年会員が自動的に加入している『全国的青年連絡組織』からのお知らせです。

全国的青年連絡組織では、全国的青年連絡組織の本会役員と日本ユネスコ協会連盟の青年評議員の選挙を青年会員の中で行います。（詳細は次のページをご確認ください）

選挙の案内である本通知は現況報告に登録されている青年会員の住所に送付しておりますが、所属の青年会員で関心がある方にお声かけをお願いいたします。

～全国青年連絡組織について～

●全国的青年連絡組織とは？

日本全国のユネスコ協会、クラブに所属する青年会員（15歳以上35歳未満）が自動的に会員となるネットワーク組織を「全国的青年連絡組織」といいます。

●全国的青年連絡組織の目的として、以下の二つを掲げています。

（１）全国及び地域のユネスコ運動活性化のために青年ネットワークを維持、強化する。

（２）ユネスコ運動に関する青年の意見を集約し、民間ユネスコ運動の促進をはかる。

⇒全国的青年連絡組織は全国で活動する青年たちの仲間作りや活動作りのサポートを行っています！

全国的青年連絡組織ＨＰ：<http://www.youth-unesco.net/index.html>

全国的青年連絡組織（以下、本会）では、本会役員（会長・副会長・監事）と評議員候補（青年）

全国的青年連絡組織 選挙に関するお知らせ

の選挙を2年に1回実施します。2021年度より2年を任期とする各選挙を下記の要領にて実施いたし

ます。（規約の抜粋は裏面をご覧ください。）

日本ユネスコ協会連盟の評議員候補（青年）を選出する選挙です。

（１）立候補の方法

立候補希望者は、下記アドレスにe-mailにて立候補を表明してください。

◆送付先アドレス：seinen@unesco.or.jp

◆立候補の締め切り：2021年1月24日(日)24：00まで

◆件名：「評議員立候補：氏名」と明記

◆必須内容：氏名、所属ユ協、決意表明（50字以上、上限なし）

※評議員候補選挙の被選挙者は、就任時点(2021年6月12日、日本ユネス協会連盟総会)で20歳以上で、

任期満了時、35歳未満の方限定。（規約第6章15条第1項参照）

（２）立候補者発表の方法

2021年2月6日(土)より本会ホームページ（<http://www.youth-unesco.net/>）

（以下、本会HP）に候補者一覧と決意表明を掲載します。ご確認ください。

（３）投票について（選挙期間）

2021年2月上旬にハガキを発送します。ハガキに記載されたQRコードを読み込み、インターネット上の投票フォームから、所属ブロックの候補者に投票してください。

（2021年2月24日(水)まで）

開票後、本会HPにて結果を掲載します。ご確認ください。

（４）評議員（青年）の職務について

別紙「評議員の役割について」をご覧いただき、ご理解いただいた上での立候補をお願いいたします。

■ 評議員候補（青年）選挙について ■

全国的青年連絡組織の役員（会長・副会長・監事）を選出する選挙です。

（１）立候補の方法

立候補希望者は、所属ユネスコ協会/クラブの承認を得たうえで下記アドレスにe-mailにて立候補を表明してください。

◆送付先アドレス：seinen@unesco.or.jp

◆立候補の締め切り：2021年１月24日(水)24：00まで

◆件名：「役員立候補：氏名」と明記 ※役職は当選者の互選となります。

◆必須内容：氏名、所属ユ協、決意表明（50字以上、上限なし）

※役員選挙の被選挙者は、20歳以上の方に限られています。（規約第4章8条の2参照）

（２）立候補者発表の方法

2021年2月6日(土)より本会HP（<http://www.youth-unesco.net/>）に候補者一覧を掲載します。

必ずご確認ください。

（３）投票について

投票は総会（2021年2月27日(土)）当日に行いますので、ご注意ください。総会にて

立候補者の演説後、総会参加者による投票を行います。※詳細は後日ご案内します。

（４）役員の職務について

役員の職務については、規約第4章第10条をご確認ください。

■ 全国的青年連絡組織役員選挙について ■

※携帯電話から送信の場合は、ドメイン指定受信等を利用しているとこちらからの返信が届かない

ことがございます。受信設定に「unesco.or.jp」を追加の上ご利用ください。

全国的青年連絡組織規約（抜粋）

第４章 役員及び執行部

（役員）

第８条 本会は次の役員をおく。会長１名、副会長２名以上、監事２名以上で構成される。

２ 削除

３ 会長、副会長、監事は総会において選出する。

４ 役員の選出方法は、別に定める。

(役員選出における選挙権・被選挙権)

第8条の２　本会の役員選出における選挙権は、正会員が有する。また、被選挙権は、就任時に20歳以上となる正会員が有する。ただし、任期満了時、35歳未満の者とする。

（役員の任期）

第９条 役員の任期は、選出された時の属する事業年度の翌年度、翌々年度の2年間とする。役職にかかわらず5期10年を超えて役員を務めることはできない。また再任は同一の役職について連続する2期4年までに限ることとする。

２補充により就任した者の任期は前任者の残任期間とする。

（役員の職務）

第１０条 会長は本会を代表し、会務を統括する。

２ 副会長は、会長を補佐し、会長に事故ある時はこれに代わる。

３ 監事は本会の財務状況、会長、副会長及び執行部の業務の執行の状況を監査する。財務の状況

又は業務の執行について法令、若しくは本規約に違反し、または著しく不当な事項があると認めるときは総会に報告する。

４ 会長は、本会運営に必要な各種班を設置し、長たる者を任命することができる。

また、必要に応じて各種班の見直しを行い、班の廃止または長の解任をする。

（執行部）

第１１条 会長、副会長及び各班の長は、執行部を構成し、本会を運営する。

２ 執行部は、総会において審議する議案を作成する。

第６章 選挙権・被選挙権

（日ユ協連評議員選出）

第１５条 日ユ協連評議員選出における選挙権は、正会員が有する。また、被選挙権は、２０歳以上の

正会員が有する。ただし、任期満了時、３５歳未満のものとする。

２ 本会は、9名を超えない範囲で評議員候補を選出し、日ユ協連の選考委員会に推挙する。

３ 評議員候補の選出方法は、別に定める。

－ お問い合わせ先 －

各種お問い合わせは、下記へお願いいたします。（なるべくメールをご利用ください。）

公益社団法人 日本ユネスコ協会連盟

〒150-0013 東京都渋谷区恵比寿1−3−1 朝日生命恵比寿ビル12Ｆ

TEL 03（5424）1121（担当：井上）

e-mail：seinen@unesco.or.jp（担当：泉山、長坂）